

# くらしの情報

村のお知らせではできるだけこのコーナーで行います。皆さんからの情報も提供ください。できるだけ掲載します。

## 精神保健の相談を月1回金曜に開催

久慈保健所では、精神的な健康に関する課題を持つ方や家族などに対して、専門的な知識・技術を持っている方（嘱託医など）による窓口相談を次のとおり設置しました。

平成15年度精神保健相談開催日程

開 催 日	時 間
平成15年 6月20日(金)	受付13:00～13:30
7月18日(金)	〃
8月22日(金)	〃
9月19日(金)	〃
10月17日(金)	〃
11月21日(金)	〃
12月19日(金)	〃
平成16年 1月16日(金)	〃
2月20日(金)	〃
3月19日(金)	〃

- ▶開催場所…久慈地区合同庁舎 結核相談室（久慈市八日町1-1）
- ▶相談医…①嘱託医師…久慈享和病院・深瀬享三院長②保健所保健師
- ▶申し込み…相談日前日までに、久慈保健所保健衛生課（☎0194-53-4987内線247）に申し込みください。

## 公務員希望する方県では職員を募集

岩手県人事委員会では、次のとおり県職員を募集します。

### 県職上級

- ▶募集職種…一般行政職29人、社会福祉3人など11種
- ▶受付期間…5月1日～5月30日
- ▶第1次試験日…6月22日(日)
- ▶試験地…盛岡市（岩手大学）  
東京都（拓殖大学）
- ▶受験資格…21歳以上29歳未満、獣医については31歳未満（平成15年4月1日現在の年齢）

### 警察官A

- ▶受付期間…5月1日～5月30日
- ▶第1次試験日…7月13日(日)
- ▶試験地…盛岡市（岩手大学）
- ▶受験資格…29歳未満（平成15年4月1日現在の年齢）、4年制大学卒業（見込みの方に限る）
- ▶問い合わせ先…岩手県人事委員会事務局（☎019-629-6241）までどうぞ。

## 6月2日は自動車税の納期限です！

自動車税は、4月1日現在の自動車の所有者が納める県税です。納税通知書は5月中旬に発送します。納期限までに忘れずに納めましょう。

◆問い合わせ先…久慈地方振興局企画総務部税務室（☎0194-53-4986）までどうぞ

## はかりの定期検査 6月30日行います

「はかり」の定期検査は、計量法により業務上の取り引きや証明に使用される「はかり」の精度・構造を検査し、正確なはかりを安心して使用できるようにするためのものです。

県計量検定所では出張検査を次のとおり行います。

- ▶検査日時…6月30日13時30分～
  - ▶検査場所…役場前
  - ▶検査手数料…有料
- 詳しくは、岩手県計量検定所（☎019-635-6694）農林商工課（☎35-2115内線156）までお問い合わせください。

## 注意してください 税務職員語る電話

税務職員を装い、電話で納税者（家族を含む）の方々の「勤務先、還付金振り込み金融機関・口座番号や携帯電話番号など」を照会する事例が発生しています。

被害に遭わないために、次の点に注意してください。

税務職員が納税者の皆さま方に電話をかける場合には、必ず「**税務署の名前、所属部門や氏名**」を名乗ってから用件を伝えます。不審に思われた場合には**必ず確認をお願いします**。税金の還付については、既に提出された書類などを基に行っていますので、改めて勤務先などを照会することは基本的にありません。

不審な点など問い合わせは、久慈税務署総務課（☎0194-53-4161）までどうぞ。



## 危険物安全週間に施設の査察を実施

久慈消防本部では、危険物安全週間に、村内の危険物施設、移動タンク貯蔵取扱所、少量危険物貯蔵取扱事業所などの査察を次のとおり行います。

- ▶実施期間…6月8日(日)～14日(土)
- ▶行事内容…①危険物施設の査察の実施②移動タンク貯蔵取扱所の査察の実施③少量危険物貯蔵取扱事業所の査察の実施
- ▶標語…**危険物 無事故の主役はあなたです**

〈危険物取扱者の事故対策5つのポイント〉

- 1 危険物に対して正しい知識をもち、適正に取り扱う。
- 2 危険物の取り扱いは危険物取扱者が行うか、または危険物取扱者の立会いを受ける。
- 3 作業員の保安教育の徹底。
- 4 安全マニュアルの作成及び活用。
- 5 日常点検の励行。

▶問い合わせ先…久慈消防署普代分署（☎35-2119）まで

## 特別相談員を配置 労働問題などに対応

県では、厳しい雇用情勢に対応するために、弁護士を特別労働相談員として配置し次のとおり特別労働相談が行われます。

▶配置期間…平成15年4月11日～平成16年3月26日までの毎月第2・第4金曜日（いずれも午前10時～正午まで）

▶配置場所・問い合わせ先…県庁2階労政能力開発課（中小企業経営相談室）（☎019-629-5583）

## 家畜売買や交換には取り引き免許が必要

営利を目的とした家畜の取り引き（家畜の売買、家畜の交換、またはこれらのあっせん）を行うためには、家畜商免許が必要です（家畜を飼っている農家の方や農協など特別な場合は除きます）。

無資格で、営利を目的とした家畜の取り引きを行うことは、家畜商法で禁止されています。

家畜商法を順守して、公正な家畜取り引きを行いましょう。

詳しくは、県農林水産部流通課（☎019-629-5735）までお問い合わせください。